

平成 27 年度 事業計画書

社会福祉法人 親心会
指定障害者支援施設戸河内あすなろ園

昨年 10 月にあすなろ園が開所して 10 年を迎えることが出来ました。これは、ひとえに、利用者及びその保護者、関係機関、法人役員及び評議員各位のご協力の賜物と感謝申し上げます。

振り返りますと 10 年間の経過の中で、利用者を取り巻く環境は早い速度で変革されてきました。このことは、利用者及び保護者、行政、施設関係者すべてが戸惑っているがら現在に至っているという状況です。更に、社会福祉法人に対する制度改革の波は押し寄せてきており、あらためて事業展開の拡充が必要であると感じております。

1. 施設運営

定員 入所施設支援 定員 50 名

日中活動 生活介護 定員 35 名 就労継続支援 B 型 定員 15 名

利用状況 入所利用者数 45 名 (27 年 3 月 1 日現在)

日中活動 生活介護利用者 31 名 就労継続支援 B 型利用者 14 名

平成 27 年度において生活介護事業における報酬減が決定されていますので、財源的な余裕がありません。したがって、平成 27 年度は、利用者を増加させて安定した経営ができるような運営を考えていますが、反面 利用者処遇の難しい利用者が増えていますので、入院等により減算になることも想定しています。

2. 日中活動 日中活動として生活介護と就労継続支援 B に分かれています。

毎月活動日としては、(月の日数－8 日) 22 日～23 日／月となっています。

- ・生活介護の活動内容 (作業等が難しい利用者 支援区分 3 以上)

趣味的な活動 軽スポーツ、創作活動、手芸、塗り絵清掃作業

生産的な活動 農作業、清掃作業、草取り、草刈作業、廃棄物処理作業

- ・就労継続支援 B 型の活動内容 (就労を主とした利用者 支援区分 2 以上)

廃棄物選別作業、自動車部品製作作業、草刈等一般作業 労務提供作業

薪づくり作業、

3. 施設入所支援

- ・主として施設の夜間の活動について支援を行う。
- ・12 月 28 日～1 月 3 日を除く毎日 (正月休みを除く年中無休)
- ・入浴 (月、水、金) シャワー浴 (左記以外の日)

4. 年間行事

・生活介護利用者と就労継続支援B型利用者と平日の活動は異なっていますので、施設全体としてのレクリエーションはなかなかできません。その中で、4月のお花見、8月のガーデンパーティと12月のクリスマス会は全員参加の予定です。9月のデイキャンプは家族会の事業計画によります。

4月 花見（安佐動物公園等）

5月 障害者陸上競技大会

ナイスハート（自動車総連主催の運動会）

6月 7月 野球及びサッカー観戦（希望者のみ）

8月 ガーデンパーティ（あすなろ家族会主催 全員参加）

9月 デイキャンプ（あすなろ家族会主催 27年は検討中 全員参加）

フライングディスク大会（生活介護＋就労B 希望者）

10月 魚釣り（希望者のみ）

見学会（生活介護利用者）

12月 あいサポートアート展参加（生活介護利用者）

クリスマス会（全員参加）

1月 とんど（全員参加）

2月 スノーボード教室（希望者のみ）

5. ボランティアの受け入れ

施設の開放性の一貫としてボランティアの受け入れを積極的に進めて行きます。安芸太田町社会福祉協議会のボランティアセンターを通じて、平成26年8月の施設のガーデンパーティには、大学生2名、高校生6名の参加をいただきました。ボランティアを含め新しい人が参加することでイベントの盛り上がりもあり、今年もお願いしたいと考えています。

6. 施設の防災対策

年間2回の消防訓練を実施します。その内1回は夜間想定として夜勤職員2名での訓練を実施します。地震及び水害等の自然災害については、地元自治会及び安芸太田町と連携を取って避難訓練の実施を進めたいと思います。

緊急の場合の食事の提供体制の検討を計画します。災害などによる停電や流行性の疾患による調理担当者の出勤停止等の状況により、食事が提供できない場合を想定して非常食の備蓄を平成27年度予算（25万円程度）で実施します。

7. 虐待防止について

施設における虐待の原因として、施設自体が閉鎖された空間であり外部の目の届かないため、職員の自己判断で処遇する場合があります。利用者が興奮して他害を及ぼす場合は身体拘束等の措置が必要ですが、かなりの制限がかかっていますので、医療機関ではない施設としては身体拘束はできないと思います。話をすることで興奮を鎮めることや、薬の服用で対応しているのが現状です。

虐待については、施設職員と利用者について想定されていますが利用者同士の暴力事案も起きています。

8. 施設整備計画

① 敷地外周へのネットフェンス設置計画

利用者の2～3名が職員のすきを見て無断で園の外に出ることがあります。特に精神的に安定していない時や、自分の欲求をかなえられない場合に起こります。

外が暖かい今からの季節は良いのですが、気温が5度以下の寒い夜に無断で出られずと職員を動員して探さなくてはなりません。先日は、警察へ連絡して捜索をしてもらうことになりました。本人が勝手に出たのだから施設としての責任はないとなかなか言えません。あまり外観を損なわないように設置を検討していきます。

9. 新規事業計画

① 筒賀グループホームの設置

平成25年度からの継続した計画で土地の問題が概ね解決しましたので具体的に改修工事（建築確認申請が必要）及び事業所設置に向けての届出を進めて行きます。

建物の改修工事の着手と同時に、事業内容と職員の具体的な配置を決定して廿日市保健所（西部厚生環境事務所）に書類提出し、事業の承認を受ける必要があります。

事業収支としては、一括借り上げ費用として240万円／年を想定しています。

グループホーム全体の収支は、あすなろ園の事業より130万程度資金提供が必要です。又、グループホーム開所に伴い、あすなろ園利用者が数名移籍することになり、あすなろ園が少し減産になることは考えられます。したがって、空き部屋を利用して短期入所事業も検討する必要があります。

② 特定相談支援事業所の開設

平成27年3月31日までに、すべての障害者に対して計画相談を行い、色々な障害福祉サービスが本人の意向に沿った形で適切に提供されているか判断し、各自のサービス提供受給者証のサービス量を明確にすることになっています。

しかしながら、相談支援事業者が不足していますので進んでいません。法律の主旨から言えば、自らの施設の利用者を自らの相談支援事業所で判定するのはおかしいのですが現状ではやむを得ないことになっています。今後、行政の進み方に併せて設置を検討していきます。